

### 3 国際的な取組の推進

世界の森林面積は減少傾向にあり、持続可能な森林経営の実現に向けた国際的な取組が展開されている。

以下では、世界の森林の動向を概観した上で、持続可能な森林経営に関する国際的な取組や我が国による森林分野での国際協力について記述する。

#### (1) 世界の森林面積

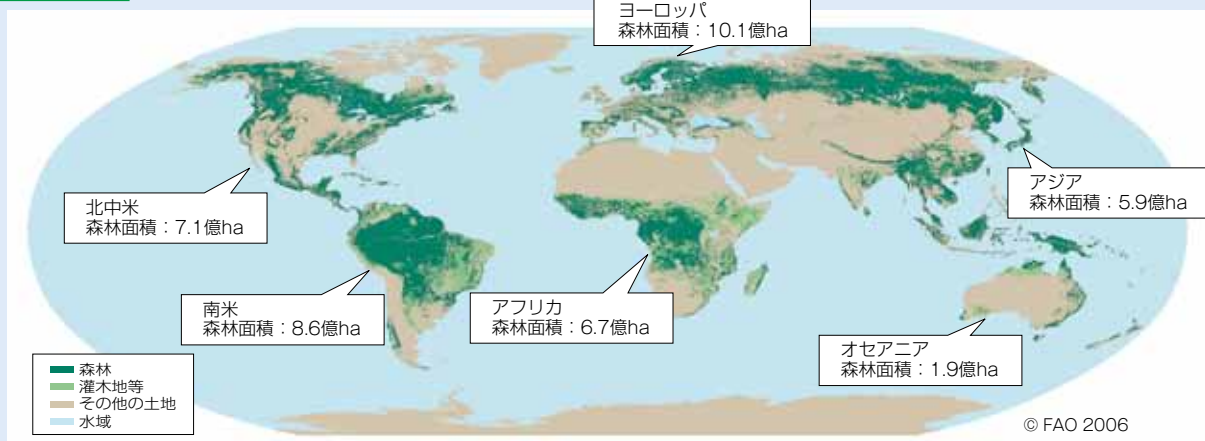
国連食糧農業機関(FAO<sup>\*18</sup>)の「世界森林資源評価2010」によると、2010年の世界の森林面積は40億3千万haであり、世界の陸地面積の約31%を占めている(図Ⅲ-22)。

世界の森林は、2000年から2010年までの10年間に、植林等による増加分を差し引いて、年平均で521万ha(我が国の国土面積の約14%)減少している(図Ⅲ-23)。

地域別にみると、アフリカと南米では、主に熱帯林の伐採により、それぞれ年平均300万ha以上の大規模な減少が起きている。一方、アジアでは、主に中国における大規模な植林により年平均224万haの増加がみられる。

持続的でない森林管理や気候変動、森林火災等による森林の減少・劣化は、地球温暖化、生物多様性の損失、砂漠化の進行等、地球規模での環境問題を更に深刻化させるおそれがある。このため、我が国

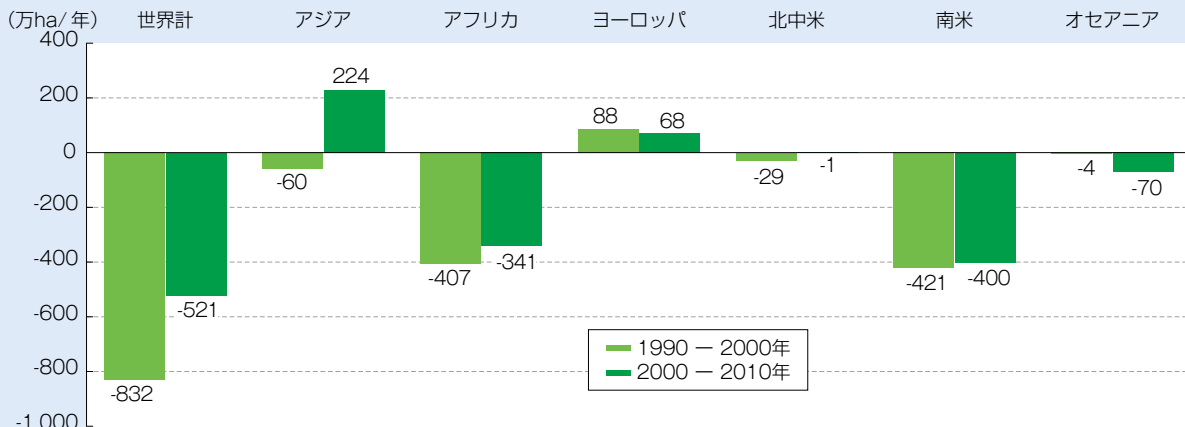
図Ⅲ-22 世界の森林の分布



資料：Food and Agriculture Organization of the United Nations「Global Forest Resources Assessment 2010: progress towards sustainable forest management (世界森林資源評価 2010)」

注：地域分類は、経済的又は政治区分によらず、地理的区分による。

図Ⅲ-23 世界の森林面積変化(地域別)



資料：FAO「世界森林資源評価2010」

\*18 Food and Agriculture Organizationの略。

では、各国政府や国際機関、NGO（非政府組織）等と協力して、持続可能な森林経営を推進するとともに、開発途上地域における森林の整備・保全に協力している。

## (2) 持続可能な森林経営の推進

### (ア) 「持続可能な森林経営」に関する議論

持続可能な森林経営の実現は、1992年の「国連環境開発会議（UNCED）」（地球サミット）以降、地球規模の課題として認識され、国際的な議論が進められてきた（表Ⅲ-7）。

「地球サミット」では、持続可能な森林経営の理念を示す「森林原則声明」が採択された。「森林原則声明」は、世界の全ての森林の持続可能な経営のための原則を示したものであり、森林に関する初めての世界的な合意である。

以後、国連では、「森林に関する政府間パネル（IPF）」や「森林に関する政府間フォーラム（IFF）」等、持続可能な森林経営に関する対話の場が継続的に設けられてきた。2001年以降は、経済社会理事会の下に設置された「国連森林フォーラム（UNFF）」において、各国政府、国際機関、NGOの代表者により、森林問題の解決策について議論が行われている。

2007年に開催されたUNFF第7回会合（UNFF7）

では、「全てのタイプの森林に関する法的拘束力を伴わない文書（NLBI）<sup>\*19</sup>」とその実効性を確保するための作業計画が採択された。

2011年1月から2月にかけて開催されたUNFF第9回会合（UNFF9）では、NLBIの実施状況の評価と課題や資金・技術協力等の持続可能な森林経営の実施手段のあり方について検討された。資金・技術協力の効率的・効果的な推進のための方策については、UNFF次回会合までの会期間活動等を通じて、更に検討を進めていくこととなった。

また、2002年の「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）」において、我が国とインドネシアの提唱により、地域レベルの対話の場として、「アジア森林パートナーシップ（AFP）」が発足した。AFPでは、各国政府、国際機関、NGO等が参加して、森林減少・劣化の抑制、森林面積の増加、違法伐採対策を主要テーマとして継続的に意見交換が行われている。2010年8月にインドネシアで開催されたAFP第9回会合では、森林法の遵守強化、土地所有権の整理、貧困対策等、森林ガバナンスの向上の重要性が強調された。

### (イ) 持続可能な森林経営の「基準・指標」

持続可能な森林経営を推進するため、持続可能な森林経営に関する「基準・指標<sup>\*20</sup>」の作成が進めら

表Ⅲ-7 国連における政府間対話の概要

年	会 議 名	概 要
1992	国連環境開発会議（UNCED、地球サミット）	・アジェンダ21（森林減少対策等）の採択 ・森林原則声明の採択
1995～1997	森林に関する政府間パネル（IPF）会合	・IPF行動提案とりまとめ
1997～2000	森林に関する政府間フォーラム（IFF）会合	・IFF行動提案とりまとめ
2001～	国連森林フォーラム（UNFF）会合	・UNFF多年度事業計画の策定 ・森林に関する協調パートナーシップ（CPF）の設置 ・WSSDへの「持続可能な森林経営の推進に関する閣僚宣言」採択
2002	持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）	・AFPの発足
2007	国連森林フォーラム第7回会合（UNFF7）	・「全てのタイプの森林に関する法的拘束力を伴わない文書（NLBI）」の採択 ・2015年に向けたUNFF多年度作業計画の策定
2011	国連森林フォーラム第9回会合（UNFF9）及び閣僚級会合	・資金・技術協力等の決議を採択 ・国際森林年の公式開幕式典開催

資料：林野庁業務資料

\*19 森林に関する4つの世界的な目標（（ア）森林の減少傾向の反転、（イ）森林由来の経済的・社会的・環境的便益の強化、（ウ）保護された森林及び持続可能な森林経営がなされた森林面積の大幅な増加と同森林からの生産物の増加、（エ）持続可能な森林経営のためのODAの減少傾向の反転）を掲げた上で、持続可能な森林経営の推進のために各国が講じるべき国内政策や措置、国際協力等を包括的に記述した文書。

\*20 「基準」とは、森林経営が持続可能かどうかをみるに当たり、森林や森林経営について着目すべき点を示したもの。「指標」とは、森林や森林経営の状態を明らかにするため、基準に沿ってデータやその他の情報収集を行う項目のこと。

れている。現在、熱帯木材生産国による「国際熱帯木材機関 (ITTO) 基準・指標」、欧州諸国による「汎欧州プロセス」、欧州以外の諸国による「モンリオール・プロセス<sup>\*21</sup>」等世界で9つの取組が進められており、我が国は「モンリオール・プロセス」に加盟している。

モンリオール・プロセスでは、カナダ、米国、ロシア、我が国等12か国が、欧州以外の温帯林等を対象とする「基準・指標」づくりに取り組んでいる。2007年1月からは、我が国が同プロセスの事務局を務めている。

モンリオール・プロセスの「基準・指標」は、1995年に7基準・67指標が策定されたが、2008年には、より計測可能で具体的かつ分かりやすいものとするため、指標の数を54指標に簡素化した(表Ⅲ-8)。

2010年6月に米国で開催されたモンリオール・プロセス第21回総会では、「基準・指標」に沿って収集したデータにより、森林や森林経営の状態を分かりやすく示す手法や、他の「基準・指標」プロセスやUNFFとの連携による「国際森林年」に向けた活動等について検討が行われた。

**(ウ) 違法伐採対策**

森林の違法伐採は、地球規模の環境保全や持続可能な森林経営を著しく阻害する要因の一つである。違法伐採が問題となっている木材生産国では、国内

における法執行体制が弱いこと、低コストで生産された違法伐採木材を持ち出すことにより大きな利潤が見込まれること等から、違法伐採が起りやすい状況にある。

我が国は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、二国間・地域間・多国間での協力を進めるとともに、政府調達における取組を進めている。

二国間協力としては、我が国は、2003年にインドネシアとの間で、違法伐採対策のための協力に関する「共同発表<sup>\*22</sup>」及び「アクションプラン<sup>\*23</sup>」を策定・公表した。同プラン等に基づき、木材生産国に導入可能な木材トレーサビリティ技術等を開発した(事例Ⅲ-14)。また、2010年8月には、中国政府と違法伐採対策等に関する覚書を結ぶこと等について合意した。

地域間協力としては、AFPにおいて、木材の合法性を検証・確認するためのガイドラインの作成や消費者に信頼される合法性確認システムの構築等の取組に協力している。

多国間協力としては、我が国は、ITTOに対して、熱帯木材生産国における伐採業者等への技術普及、政府の林業担当職員の能力向上及び住民の森林経営への参加のための技術支援等に資金拠出を行っている。

また、我が国では、平成18(2006)年2月に「木材・

**表Ⅲ-8** モンリオール・プロセスの7基準54指標

基 準	指標数	概 要
1 生物多様性の保全	9	生態系タイプごとの森林面積、森林に分布する自生種の数など
2 森林生態系の生産力の維持	5	木材生産に利用可能な森林の面積や蓄積、植林面積など
3 森林生態系の健全性と活力の維持	2	通常の範囲を超えて病虫害・森林火災等の影響を受けた森林の面積など
4 土壌及び水資源の保全・維持	5	土壌や水資源の保全を目的に指定や管理がなされている森林の面積など
5 地球的炭素循環への寄与	3	森林生態系の炭素蓄積量、その動態変化など
6 長期的・多面的な社会・経済的便益の維持増進	20	林産物のリサイクルの比率、森林への投資額など
7 法的・制度的・経済的な枠組	10	法律や政策的な枠組、分野横断的な調整、モニタリングや評価の能力など

資料：林野庁業務資料

\*21 森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けて、米国、カナダ、ロシア、中国、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、アルゼンチン、チリ、ウルグアイ、韓国、日本により進められている取組。

\*22 違法伐採及び違法に伐採された木材・木製品の貿易に取り組むための両国間の協力を促進することを確認した文書。

\*23 インドネシアにおける違法伐採問題の解決のための合法伐採木材の確認・追跡システムの開発等を定めた文書。

木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を策定するとともに、同年4月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）<sup>\*24</sup>」により、政府調達の対象を合法性・持続可能性が証明された木材とする措置を導入している。

### （エ）気候変動問題への対応

途上国の森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出量は、世界の総排出量の2割を占めるとされており、森林減少・劣化からの排出を削減することが気候変動対策を進める上で重要な課題となっている。途上国の森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出の削減に向けた取組は「REDD」と呼ばれている<sup>\*25</sup>。

我が国は、途上国における森林減少対策や森林保全に向けた取組を強化すべく、国際会議の開催等を通じて、関係者間での情報共有や意見交換を進めている。

### （オ）2011年は「国際森林年」

2011年は「国際森林年」である。国際森林年は、2006年の国連総会決議に基づくもので、世界の森林の持続可能な経営・保全・利用の重要性に対する認識を高めることを目的としており、各国に対しては、国内委員会を設置して、積極的な活動を展開することが要請されている。

我が国では、2010年12月に国内委員会を設置して、国際森林年における我が国のテーマを「森を歩く」に決定した。今後、国内委員会を中心として、国際森林年を記念した会議や講演会の開催、全国植樹祭や全国育樹祭等の関係行事の開催、国際森林年を記念した切手の発行等を行うこととしている<sup>\*26</sup>。

また、2011年2月には、UNFF9会期中に開催された閣僚級会合で、国際森林年の公式開幕式典が開催された。

#### 事例Ⅲ-14 インドネシアにおける木材追跡システムの開発

我が国とインドネシア政府は、2003年6月に取り交わした違法伐採対策のための協力に関する「アクションプラン」に基づき、インドネシア国内における木材追跡システムの開発に取り組んでいる。

同システムは、伐採現場から合板工場までの木材の移動を追跡するために2次元バーコードラベルを活用するもので、2005年から開発に取り組み、2010年に実用可能となった。

同年12月には、東京で開催された「合法証明木材等に関する国際シンポジウム2010」において同システムの成果が発表され、マレーシア等の木材生産国の参加者等から高い評価を得た。

今後、開発されたシステムが他の木材生産国においても活用されることが期待される。



切り株にラベルを貼り付ける様子



いかだ  
筏に組んで川で輸送する直前のラベルスキャン

\*24 グリーン購入法については、第V章（119ページ）を参照。

\*25 REDDについては、第II章（51ページ）を参照。

\*26 国際森林年については、トピックス（7ページ）を参照。

### (3) 我が国の国際協力

我が国は、持続可能な森林経営を推進するため、技術協力や資金協力等による「二国間協力」、国際機関を通じた「多国間協力」等による国際貢献を行っている。

#### (ア) 二国間協力

二国間協力は、「技術協力」と「資金協力」により実施している。

「技術協力」については、独立行政法人国際協力機構(JICA)を通じて、専門家の派遣、研修員の受入れ、機材の供与を有機的に組み合わせた「技術協力プロジェクト」のほか、開発調査、研修等を実施している(表Ⅲ-9、事例Ⅲ-15)。

2008年5月に中国で発生した四川大地震に際して、林野庁と独立行政法人森林総合研究所では、地震直後に被災地に考察団を派遣して被災状況の調査を行った。さらに、相手国からの要請に応じて、2010年2月から、四川省において、被災地の復旧回復を目的とする技術協力プロジェクトを実施している(事例Ⅲ-16)。

「資金協力」については、返済義務を課さない「無償資金協力」により、森林管理のための機材供与や森林造成を行っている。また、JICAを通じて開発

資金の低利・長期の貸付け(円借款)を行う「有償資金協力」により、インド等に対して、造林の推進や人材の育成等を目的とする貸付けを行っている。

#### (イ) 多国間協力

多国間協力では、ITTOに対して、持続可能な熱帯林経営の推進や違法伐採対策のための普及・啓発と人材育成に必要な経費を拠出している。また、国連食糧農業機関(FAO)に対しては、加盟国としての分担金の支払、信託基金によるプロジェクトへの任意拠出、職員の派遣等の貢献を行っている。

さらに、森林減少の抑制に取り組む途上国を支援するため、2007年に世界銀行が設立した「森林炭素パートナーシップ基金(FCPF)」に対しては、1千万ドルを拠出している。2010年10月現在、ベトナム等37か国が基金を活用して能力開発支援事業を実施している。

#### (ウ) その他の国際協力

上記以外の国際協力として、我が国は、開発途上国における持続可能な森林経営を推進するための基礎調査や技術開発・人材育成等を実施している。また、民間団体においても、海外植林、砂漠化防止や熱帯林再生への支援等を行っている。さらに、「日中民間緑化協力委員会<sup>\*27</sup>」は、中国で行われる植林緑化の事業に対して支援を行っている。

**表Ⅲ-9** 独立行政法人国際協力機構(JICA)を通じた森林・林業分野の技術協力プロジェクト等(累計)

地域	国数	終了件数	実施中件数	計
アジア・大洋州	14か国	56	15	71
中南米	11か国	22	4	26
アフリカ	8か国	13	3	16
合計	33か国	91	22	113

資料：林野庁業務資料

注1：2010年4月1日現在

注2：終了件数については1976年から2010年3月までの実績。

\*27 中国における植林緑化協力を行う日本の民間団体等(NGO、地方自治体、民間企業)を支援することを目的として、平成11(1999)年11月に、日中両国政府が公文を交換して設立された委員会。

### 事例Ⅲ-15 生態系保全のための荒廃地の回復能力向上プロジェクト(インドネシア)

インドネシアは、世界第3位に当たる9,400万haの熱帯雨林を有しているが、2000年から2010年の間に、年平均50万haの熱帯雨林が減少している。同国では、貴重な動植物の生息域である国立公園内において、劣化した荒廃地における森林を回復するため、制度面、技術面、資金面の対策を確立することが急務となっている。

我が国は、インドネシア政府の要請に応え、2010年3月から5か年計画で、JICAを通じて「保全地域における生態系保全のための荒廃地回復能力向上プロジェクト」に2名の専門家を派遣している。同プロジェクトでは、法令の整備、民間企業からの資金導入、技術ガイドラインの作成等に関する協力を実施しており、初年度から、民間企業の参入や地域住民の参加による生態系保全のための活動を開始している。



噴火により荒廃した地域(メラビ国立公園)



植樹祭で郷土樹種の植林をする地元小学生

### 事例Ⅲ-16 四川省震災後の森林植生復旧計画(中国)

中国四川省ブン川県において2008年5月12日に発生した四川大地震は、マグニチュード8.0という未曾有の強度で、建物や道路、ライフライン等の住民の生活基盤のみならず、森林植生にも多大な被害を与えた。地震による森林の被害面積は約33万haに上り、被災した森林は、地すべり、土石流、山腹崩壊、落石等が起こりやすい危険な状態となっている。

また、被災地周辺は、パンダ等の希少な野生生物の主要な生息地であることに加え、長江上流域の重要な水源地にもなっていることから、森林の植生回復による生態系や水源涵養機能<sup>かん</sup>の回復、土石流等の二次災害の防止等を図ることが急務となっている。

我が国は、中国政府の要請に応え、2010年2月から5か年計画で四川省林業庁へ専門家を派遣して、被災した森林の復旧に必要な技術能力の向上を図るための指導を行っている。同プロジェクトは、四川省内に加え他省からも視察や研修受講の申し込みが多く、中国国内でも関心が高いものとなっている。



治山工事の完成検査を行う治山専門家



地震崩壊箇所での測量

